

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	447	208	239	114.9
うち 出 資	447	208	239	114.9
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	140	50	90	180.0
うち 国内債	140	50	90	180.0
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	587	258	329	127.5

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度末 残高(見込)	令和8年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	3,442	2,995	447	14.9
うち 出 資	3,442	2,995	447	14.9
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	240	100	140	140.0
うち 国内債	240	100	140	140.0
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	3,682	3,095	587	19.0

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		641	287	354
(内訳)	支援事業体への出資	641	287	354

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		641	287	354
(財源)	財政投融资	587	258	329
	財政融資	—	—	—
	産業投資	447	208	239
	政府保証	140	50	90
	自己資金等	54	29	25
	政府保証（5年未満）	45	21	24
	その他	9	8	1

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

（機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構）

＜政策的必要性＞

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

海外の交通・都市開発事業では、多額の初期投資を要することに加え、事業の形成、整備及び運営が長期にわたり、需要変動や相手国政府の政策等に起因するリスクも伴う。このため、我が国企業が有する知識、技術及び経験を海外で活用する機会が見込まれる場合であっても、民間企業のみで事業化に伴う様々なリスクを負担することは容易ではない。

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）は、我が国企業による海外インフラ事業への参入を後押しし、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする官民ファンドである。機構は、現地事業体に対する資金供給にとどまらず、必要に応じて役員・技術者の派遣や相手国側との交渉を行うなど、事業の形成及び運営にも参画することとしている。

こうした出資と事業参画を一体的に行うことにより、民間企業のみでは負担が困難な長期の事業リスクを補完し、プロジェクトの円滑な実施を支援するとともに、民間企業からの資金供給を促すことが可能となる。このため、機構の取組は、公的金融機能としての「民間では担えないリスクの負担」及び「民間資金の誘発効果」を果たすものである。

＜民業補完性＞

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構は、海外インフラ事業に取り組む民間企業の協働パートナーとして、民間企業のイニシアティブを前提に支援を行っている。また、補完性の原則への適合性を担保するため、案件の検討に当たっては、民間企業のみで事業を実施する可能性を確認するほか、他の公的機関との間で十分に連携し、適切な役割分担の下で支援を行うこととしている。

＜有効性＞

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

機構からの出資は、民間企業から支援対象事業体に対する出資等の資金供給が行われると見込まれることを条件とするとともに、民業補完性に配慮し、我が国事業者との間で機構は最大出資者とならないこととするなど、民間企業のイニシアティブを前提に支援を行っている。

機構の資金を呼び水として民間資金を動員するとともに、投資事業先の収益を、道路事業等における利用者料金や都市開発事業における賃料等として受益者が負担するこ

とで、租税負担の抑制が図られている。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

機構の収入については、支援対象となる交通・都市開発事業からの配当収入及び出資持分の売却収入等を見込んでおり、収益可能性・償還可能性を有すると見込まれる。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和7年度は、令和6年12月に策定した経営改善策及び改善計画に基づく投資審査、リスク管理等の体制整備を進め、令和7年6月に開催された財政制度等審議会財政投融資分科会において、新規支援を再開する方針を報告した。その後、下期に2件の新規支援を決定した。

新規支援の再開が年度半ばとなり、年度内に支援決定及び出融資実行に至る案件が限定されたことに加え、必要な資金について既保有資金等により対応したことから、財政投融資計画の運用残率は100.0%となった。

令和8年度は、経営改善策を着実に実行しつつ、より着実に、早期に収益が見込まれる案件に重点を置いて、新規案件の支援を進めている。

令和9年度の要求に当たっては、こうした過年度の運用状況を踏まえ、新規案件についても審査の進捗、民間事業者の参画意向及び年度内の出資実行の確度を個別に確認し、必要額を積み上げることにより、具体的な支援ニーズに即した要求としている。

(参考：過去3か年の財政投融資の運用残額)

	5年度	6年度	7年度
運用残額	575 億円	838 億円	197 億円
運用残率	52.9 %	90.6 %	100 %

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

該当なし。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

(事業名：海外の交通・都市開発事業への出資)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

機構は、海外の交通や都市開発の事業に対し、民間企業と共同して現地事業体へ出資を行うことにより、これら分野の特性に対応したリスクマネーを供給するとともに、支援対象事業における収益性、採算性を確保するため、出資者として事業参画を行うこととしている。

(2) 必要とする金額の考え方

機構による支援対象事業体への出資に必要な額として、令和9年度においては447億円を要求している。

(3) 見込まれる収益

機構は、中長期的な収益が見込まれる交通・都市開発等の事業からの配当収入、受取利息及び出資持分の売却・償還による収入等を主な収入源として想定している。

令和7年度においては、12事業から約82億円の配当収入を得たほか、出資持分の売却・償還等による運用益を含め、合計で約95億円の収益を計上した。今後も既存案件の事業進捗に伴う配当収入や、適切な時期における投資回収が見込まれる。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

機構による支援は、我が国企業の海外インフラ事業への参入意欲と主体的な事業運営を前提としており、民間企業から支援対象事業体に対する出資等の資金供給が見込まれることを要件としている。

また、民業補完性を確保するため、原則として、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこととしている（ただし、機構が最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りではない）。さらに、案件の検討段階から民間企業による資金供給の意思及び事業への参画体制を確認した上で、機構による支援内容を決定している。

2. リスク管理体制

イ 機構からの出資に当たっては、個別案件毎に(1)民間との共同出資、(2)客観的な調査、(3)機構に設けられる海外交通・都市開発事業委員会（以下、「委員会」という）による支援決定、(4)国による認可等を行うことにより、個々のプ

プロジェクトの長期における収益性の確保に万全を期することとしている。

- ロ 将来の収益性低下のリスクを軽減するため、国別・セクター別・通貨別等でその残高を管理し、投資収支の評価を行うこととしている。また、ポートフォリオの残高（国別・セクター別）については毎月、ポートフォリオの残高（通貨別）については毎四半期、ポートフォリオの投資収支については毎年、代表取締役社長・代表取締役専務・専務取締役等幹部、取締役会及び委員会に報告する。

ポートフォリオ管理にあたっては、令和 6 年度に策定した経営改善策・改善計画に基づき、適切なリスクマネジメントのため、投資上限割合を設定している。

- ハ 投資対象事業の進捗状況や経営・財務状況を把握するため、客観的・定量的な指標に基づくモニタリング基準を設定し、モニタリングを実施した上で、毎月、代表取締役社長・代表取締役専務・専務取締役等幹部に報告している。また、特に注視が必要な案件については委員会に報告している。加えて、モニタリングの実施にあたっては、パートナーとの定例報告会や現地出張等を通じ、継続的に情報を把握することに努めると共に、機構内の建設管理ユニットから建設関係全般や環境社会配慮に係るレビューを行う等、モニタリング体制の拡充を実施している。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

令和 9 年度に資金需要が見込まれる海外交通・都市開発事業について、案件の進捗に応じて必要な資金を確実かつ機動的に調達し、支援対象事業体への出融資を円滑に実施するため、政府保証国内債 140 億円を要求するものである。

機構による政府保証の活用は、以下の点を踏まえれば、政府保証債に係る 4 類型のうち類型 iv ②に該当する。海外の交通・都市開発事業では、多額の初期投資を要することに加え、事業の形成、整備及び運営が長期にわたり、需要変動や相手国政府の政策等に起因するリスクも伴う。機構は、こうした事業に対し、民間企業との共同出資による資金供給と、出資者としての事業参画を一体的に行うものであり、審査基準 (1) の「長期資金の必要性」が認められる。

また、海外インフラ事業においては、相手国政府や現地事業者との調整の進展等により、一定規模の資金需要が短期間に具体化する場合がある。これらの案件に対応するための資金を政府保証なしで調達する場合、機構固有の信用力に応じたりスクプレミアムが上乘せされ、資金調達コストの上昇により政策目的の達成に支障が生じるおそれがあることから、審査基準 (2) に該当する。政府保証を付すことにより、必要な時期に安定的な条件で社債を発行することが可能となり、自己資金に加えて一定規模の資金を確保できるため、審査基準 (3) の「財務レバレッジを拡大できる効果」も見込まれる。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

機構による支援対象事業体への出資に必要な額として、令和 9 年度においては 140 億円を要求している。

< 5 年未満の政府保証について >

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証借入金

為替や資材価格高騰の影響により、当初の想定よりも現地事業体への出資等に関する額が上振れすることで、産業投資と自己資金では賄いきれない場合に、一時的に必要なとなるつなぎ資金の財源として、政府保証借入を想定している。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証借入金

令和 9 年度に想定されている現地事業体への出資等に必要な額を基に、為替変動等を勘案しつつ、必要な要求額としている。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求内容

機構に関する令和9年度財政投融资要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」及び「地域未来戦略」を踏まえ、行うものである。

(参考1) 経済財政運営と改革の基本方針2026 (令和8年7月21日閣議決定)
第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

1. 「強い経済」の実現に向けて
(省略)

高市内閣は、投資不足の流れを断ち切るとともに、世界的な産業政策の大競争時代に対応していくため、「責任ある積極財政」の考え方の下、政府が一步前に出て、官民手を携え、戦略分野への投資を進める。様々なリスクを最小化する「危機管理投資」や先端技術を花開かせる「成長投資」を大胆かつ戦略的に進めるとともに、我が国を世界有数の知的創造・イノベーションの拠点とするべく、スタートアップの振興などを図り、中長期的な成長力強化につなげていく。あわせて、民間投資を引き出すために政府予算の予見可能性を確保する観点から、財政単年度主義の弊害を是正し、予算の作り方を根本から改める。

(省略)

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(1) 「日本成長戦略」の推進

17の戦略分野における62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップに盛り込んだ施策パッケージを着実に実行する。複数年度での予算措置の活用、政府調達や規制改革を通じた初期需要の創出、研究開発から社会実装までの一貫通貫の支援、人材・データ・計算資源等の事業基盤の整備、税制・金融面からの大胆な後押し、国際標準化や同志国等・グローバル・サウスとの連携強化等を組み合わせ
て一体的に進め、自律性・不可欠性の確保と海外市場の獲得を同時に追求する。

(省略)

(3) 強い地域経済の構築

強い地域経済の構築に向けて、「地域未来戦略」に基づき、積極的な支援を行う。

2. 強い外交・安全保障の確立

(1) 外交力・安全保障・情報力の強化

(外交力の強化)

経済外交では、ルールに基づく自由貿易体制の維持・拡大に取り組むとともに、「信頼できる経済圏」を構築する。CPTPPの国内対策を進めつつ、締約国の拡大及び協定改定、価値を共有する域外パートナーとの連携強化、体制・機能強化を進める。グローバル・サウスを始めとする地域に、インフラシステムを含め、企業の海外展開支援を進める。日米間の合意の一環として、日米の戦略的投資イ

ニシアティブを着実に実施するため、国際協力銀行・日本貿易保険に必要な措置を講ずる。

(参考2) 日本成長戦略(令和8年7月21日閣議決定)

I. 「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現

1. 17の戦略分野を中心とした官民連携の危機管理投資・成長投資の徹底

世界を見渡せば、政府が一步前に出て、官民が手を取り合って重要な社会課題の解決を目指す新たな産業政策が大きな潮流となっている。(省略) 我が国としても、「責任ある積極財政」という考え方の下、これまでにないだ胆かつ柔軟な発想で、内外一体の思い切った政策を打ち出していく。これにより、足元の経済状況に的確に対応しつつ、民間投資を引き出し、供給力と稼ぐ力を高め、経済成長を実現していかなければならない。

(省略)

そのため、世界共通の課題解決に資する製品・サービス・インフラを開発し、国内外に提供することで日本の成長につながるものが期待できるもの、又はイノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保につながるものとして、17の戦略分野を選定した。

(省略)

2. 国内投資を全国に拡げていくための8つの分野横断的な課題への対応

(省略)

一方で、投資を実際に行うには、資金と人材が欠かせない。金融を通じ、成長投資を可能とするリスクマネーの供給を強化し、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つ。くわえて、17の戦略分野やそれを支えるエッセンシャルサービスの担い手を育成するとともに、働く方一人一人が生き生きと活躍できるよう、本人の希望に応じた労働移動の円滑化や、心身の健康維持と本人の選択を前提とした柔軟で多様な働き方を実現し、多様な人材の労働参加を促進していく。

(省略)

II. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(12) 資源・エネルギー安全保障・GX

今般の中東情勢を踏まえ、備蓄を含むエネルギー需給構造を徹底的に強靱化し、エネルギー制約を乗り越える製品の海外展開を促進するため、GXの強力な推進が必要である。そのため、GX重点16分野を定めた分野別投資戦略を踏まえ、研究開発から需要創出まで危機管理投資としてのGX投資を一層促進するとともに省エネ・非化石転換、モビリティ・インフラやPOWER Asiaの活用、GX戦略地域制度を推進する。

(省略)

(14) 防災・国土強靱化

防災・国土強靱化は、災害時に人命を守り、被害を最小限に抑制するなど、強い経済を下支えするための投資である。「国土強靱化基本計画」・「第1次国土強靱化実施中期計画」も踏まえ、ハード・ソフトの両面で事前防災及びインフラの予防保全を徹底し、「令和の国土強靱化」を進めるとともに、防災技術の研究開発・実装を進め、積極的に海外に展開していく。

(省略)

(15) 港湾ロジスティクス

港湾は、我が国の貿易量のほとんどを占める海上輸送の結節点であり、サプライチェーンを支える基幹インフラである。物流の他国への依存や、港湾機能停止による遅延・途絶リスクを防止するため、自律的な港湾ロジスティクスの実現に

よる国際競争力の強化、サイバー・フィジカル両面での港湾の強靱化、港湾ロジスティクスを支える担い手の確保・育成に一体となって取り組む。

(省略)

①港湾荷役機械

ii) 勝ち筋・方向性

生産機能の強化を図り、国内港湾の自動化・遠隔操作化等に向けて導入を進めるとともに、信頼性・耐震性等の強みをいかし、特定国への依存低減を図る同盟国・同志国の市場獲得につなげる。

iv) 主な施策

・国際標準化への対応や海外展開支援に取り組む。

(省略)

③次世代型倉庫

ii) 勝ち筋・方向性

老朽化した倉庫を集約・再編し輸出入貨物の受入スペースを拡大するとともに、倉庫の自動化・機械化、港湾周辺部の物流の効率化、コールドチェーン物流サービス規格の海外展開を促進し国際競争力の強化及びサプライチェーンの強靱化を図る。

(省略)

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

1. 新技術立国・競争力強化

(2) 対応の方向性

③講ずるべき施策パッケージ

iii) 新技術立国の実現とグローバル市場の獲得・経済安全保障の強化

iii-1) 「技術で勝ってビジネスでも勝つ」新技術立国の実現

我が国が優位性を持つ技術の海外展開や海外の知見の取り込みを外交的に後押しすべく、戦略的科学技術外交の観点からも、外交機会の活用や国際連携を通じ、デュアルユース技術も含む信頼できる先端技術エコシステムの共創やスタートアップの海外展開支援、日本人のPIや在外公館を巻き込んだ産学官ネットワーク強化、世界トップ人材の受入れや日本人研究者の海外派遣等による国際頭脳循環、ODAの戦略的な活用に取り組む。

iii-2) グローバル市場の獲得・経済安全保障の強化

(グローバル市場の獲得)

「日米戦略的投資イニシアティブ」を含む同志国等との投資案件の具体化に加え、17の戦略分野での投資成果を最大化するグローバル市場の獲得のため、「国・地域別戦略」の実現に向けて、米国関税への対応としても重要性を増すグローバルサウスを始めとする海外市場への展開支援、それを支える高度外国人材を受け入れ、育成する企業への支援や受入れ制度・基盤の戦略的整備に取り組む。

(参考3) 地域未来戦略(令和8年7月21日閣議決定)

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第1節 強い地域経済の構築に貢献する主な施策の推進

ア. 産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出

I. 強い経済を実現するための基本的方向性【道筋】

(省略)

・競争優位を確立し、地域外、更には海外から持続的に収益を獲得可能な、又は地域での新たな生産により輸入を代替して持続的に収益を獲得可能な、真に地域経済に裨益する産業の育成を図る。(省略)

財政投融資の要求に伴う政策評価

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

1. 各府省庁の政策評価の結果

機構は、平成 26 年度以降、海外の交通・都市開発等の事業に対し、民間企業と共同して現地事業体への出融資を行うことにより、これらの分野の特性に対応したリスクマネーを供給するとともに、支援対象事業における収益性及び採算性を確保するため、出資者として事業参画を実施している。令和 7 年度末までの実績として、民間企業からの出融資額は約 6,279 億円と、民間資金の動員に寄与している。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

機構は、令和 9 年度も引き続き、海外の交通・都市開発等の事業に対するリスクマネーの供給及び出資者としての事業参画を着実に進め、国土交通分野における国際協力、連携等を推進すべく、新たな投資決定及び既に投資決定を行った案件の事業支援を行っていく。

7 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

機構は、平成 26 年 10 月 20 日の設立以降、会社としての経営及び運営の基盤を整備し確立するとともに、民間企業から持ち込まれた多くの案件について、精力的に関係者との調整をすすめ、デューデリジェンスを実施し、政策的意義、収益性等の支援基準を踏まえつつ、案件の組成に努めた結果、令和 8 年 3 月末時点で 46 事業について支援決定に係る国土交通大臣の認可を得た。また、今後の支援対象事業の組成のため、様々な取り組みを実施した。

こうしたことから、令和 7 年度は経常利益 58 億 24 百万円を計上し、繰越利益剰余金は△860 億 79 百万円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産	流動資産	204,665 百万円
	固定資産	12,287 百万円
	繰延資産	53 百万円
	計	217,005 百万円
○負債	流動負債	597 百万円
	固定負債	9,048 百万円
	計	9,645 百万円
○純資産	資本金	142,323 百万円
	資本剰余金	142,323 百万円
	利益剰余金	△86,079 百万円
	評価・換算差額等	8,793 百万円
	計	207,360 百万円

(2) 費用・収益の状況

○費用	営業費用	3,599 百万円
	営業外費用	157 百万円
	計	3,755 百万円
○収益	営業収益	9,485 百万円
	営業外収益	94 百万円
	計	9,579 百万円
	経常利益	5,824 百万円